

一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がい者スポーツの普及振興を図り、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツの普及、啓発に関すること。
- (2) 障がい者の各種スポーツ大会の開催に関すること。
- (3) 障がい者スポーツ選手の育成に関すること。
- (4) 障がい者スポーツ指導者の養成に関すること。
- (5) 障がい者スポーツ団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (6) 障がい者スポーツに関する調査、研究に関すること。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 この法人に対する助成又は業務委託を行う団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする団体又は個人は、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 臨時の費用に充てるため必要があるときは、社員総会の決議を経て、正会員に臨時会費を納入させることができる。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

らない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に、この法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

ただし、当該会員に対し、当該社員総会の日1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失した場合において、会員がすでに納入した会費、入会金その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各項に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときには、あらかじめ定めた順位により副会長がこれを招集する。

2 正会員全員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会長は、社員総会の日の2週間前までに、正会員に対し、法令で定める事項を記載した書面により、通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、正会員全員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員全員の半数以上であって、正会員全員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

この場合において、議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第20条 正会員は、法令で定めるところにより、議決権行使書面を提出して議決権を行使することができる。

この場合において、議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長または副会長のいずれか1名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の数等)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち2名を副会長、1名を常務理事とすることができる。
- 5 前項の副会長及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及び次の各号で定める特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - (6) 第3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(前項各号で定める特殊の関係がある者を含む。)が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に前項各号で定める特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第114条第1項の理事会の決議によって、法令で定めるところにより、理事又は監事がその任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任を免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第30条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、社員総会の議決により推挙する。
- 3 顧問は、理事会の議決により推挙する。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第31条 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べるとともに、重要な事項について、

会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

2 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位により副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議によって別に定める。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(特別利益の禁止)

第43条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 前項の場合には、会長は、理事会にその旨を報告しなければならない。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 協議会等

(協議会等)

第49条 第4条に掲げる事業を円滑に執行するため、この法人に協議会及び専門部会（以下「協議会等」という。）を置くことができる。

- 2 前項の協議会等に関し必要な事項は、会長が別に定め、理事会の承認を受けるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開要綱による。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める個人情報の保護に関する規程等による。

第12章 附則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第54条 この法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 藤井 公博 中野 信男 高橋 修 民部田 誠 畠山 哲男 三浦 拓朗

設立時監事 佐藤 勝士

(設立時代表理事)

第55条 この法人の設立時の代表理事は、藤井 公博とする。

(設立時社員の氏名等)

第56条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 岩手県花巻市東和町中内8区65番地

設立時社員 藤井 公博

住所 岩手県久慈市寺里第30地割79番地5

設立時社員 中野 信男

住所 岩手県花巻市石鳥谷町新堀第29地割56番地1

設立時社員 高橋 修

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年1月31日

設立時社員 藤井 公博

設立時社員 中野 信男

設立時社員 高橋 修

付則

この定款は、令和2年3月31日から施行する。